

市有財産売買契約書

橋本市（以下「売出人」という。）と_____（以下「買受人」という。）は、次の条項により市有財産（公用車）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売出人は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

種別（メーカー名）	型式	車台番号	数量

（売買代金）

第3条 売買代金は、¥_____円（内消費税及び地方消費税¥_____円）とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、この契約と同時に、売買代金の100分の10以上の金額を、契約保証金として売出人に支払わなければならない。

- 2 第1項に定める契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 前条の売買代金が即納されるときは、契約保証金の納付を免除する。

（売買代金の支払い）

- 第5条 売出人は、買受人の納付した契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。
- 2 買受人は、前項により充当した後の売買代金の残金について、契約締結の日から30日以内に一括して売出人に支払わなければならない。
 - 3 売出人が指定する納期限までに売買代金全額の納付が確認できない場合、売出人は売買契約を解除するとともに、違約金として契約保証金を没収するものとする。

（売買物件の引渡し等）

- 第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を全額納付したときに売出人から買受人に移転するものとする。
- 2 売出人は、第5条で規定された売買代金の納付の確認及び、第7条で規定された抹消登録等の完了を認めたときに、売買物件を指定する場所において現況有姿のまま買受人に引き渡し、買受人は売買物件の受領書を売出人に提出するものとする。
 - 3 買受人は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売出人の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、買受人が行わなければならない。
 - 4 前3項に要する費用は、買受人の負担とする。

（抹消登録等）

- 第7条 売出人は、売買契約締結後、買受人の請求に基づき、抹消登録等に要する書類を作成して買受人に交付するものとし、買受人は当該書類の受領書を売出人に提出するものとする。
- 2 買受人は、その責任において当該物件の自動車検査証の売出人の登録を抹消し、その証と

して一時抹消登録証明書等を売払人に提出しなければならない。

3 前項に要する費用は、買受人の負担とする。

(危険負担等)

第8条 買受人は、この契約締結後、売買物件が売払人の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合には、売払人に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 買受人は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又はその他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第11条 この契約に関する費用は、買受人の負担とする。

(法令上の規制の遵守)

第12条 買受人は、売買物件の法令上の規制を熟知の上、この契約を締結し、売買物件を利用する場合は、当該法令を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関する訴訟は、売払人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項については、当事者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、売払人及び買受人が電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

売払人 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市長 平 木 哲 朗

買受人